

平成19年度決算における算定結果

平成19年度決算に基づき算定された奥出雲町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりです。

【平成19年度決算に基づく健全化判断比率】

区分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
早期健全化基準	(13.93%)	(18.93%)	(25.0%)	(350.0%)
奥出雲町の指数	なし	なし	25.1%	339.4%
財政再生基準	(20.00%)	(40.00%)	(35.0%)	
	財政再生基準を超えた団体: 夕張市ほか2市町			

①実質赤字比率

一般会計等（一般会計と普通会計に属する特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

本町では2億2千9百万円余の黒字決算となり、赤字額は発生していません。

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。本町では全会計とも赤字額を発生させておらず、全会計の合計では820,676千円の黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は計上されていません。

なお、引継いだ赤字の繰上充用処理を行っていた三井野原スキーリフト事業特別会計については、平成19年度で全額返済し、解消しました。

③実質公債費比率

一般会計等で返済する起債（借入金）のみでなく、一部事務組合への負担金や病院、消防署等の公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分など、全ての債務の返済を合算し、主たる町の収入である地方交付税と町税の合計で割った比率です。

本町の場合、平成19年度の指標では25.1%となり、国が定める早期健全化基準を0.1%上回ることになりましたが、来年度の算定では計画的に進めている繰上償還の効果が出ることで、また、分母に入る普通交付税が増加すること等により25%以下となります。

④将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債を町の収入である地方交付税と町税の合計で割った比率です。

本町では339.4%と、基準を下回っています。

資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率で、特別会計ごとに算出します。

本町では病院事業特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別事業、合併処理浄化槽事業特別会計、三井野原スキーリフト事業特別会計がこの比率の対象となりますが、町が補助金を支出し、いずれの特別会計でも資金不足は発生していません。



自治体の財政状況を判断する新たな4指標を公表します

平成20年4月から、国は地方自治体財政の健全化を判断するための指標を定め、町に算定した指標を監査委員会の審査に付し、議会に報告するとともに、町民の皆さんに公表することを義務付けました。

奥出雲町では、このほど平成19年度決算に基づく「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算出したので、お知らせします。

公表内容

公表するのは、①「実質赤字比率」、②「連結実質赤字比率」、③「実質公債費比率」、④「将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）の4指標と公営企業会計の「資金不足比率」です。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。